

一般質問通告書

2025年11月25日

高島市議会議長 河越 安実治 様

高島市議会議員 10番 森脇 徹

次の事項について質問いたしたいので通告します。

※質問項目（番号）が2以上ある場合は、次のどちらかに○をつけてください。

・質問番号1の用紙にだけご記入ください。

・質問が一つだけの場合は必然的に1となりますので、記入は不要です。

初問は 1. 全項目一括質問一括答弁
 2. 項目ごとに一括質問一括答弁

(質問番号 2)	いちご未回収事案、3億7375万円徹底回収と 事実究明は今城市政でどこまでできたか
----------	----------------------------------------------

要 旨 (項目だけでなく、質問の趣旨が理解できるように記入してください。)

農畜産振興事業補助金返還金として調定された未収金3億7375万円事案は、事実発覚後2年5か月を経た。市が補助事業者に対し補助金返還請求事件として令和5年9月に提訴、大津地裁判決をへて大阪高裁にて今年9月に確定したが、債権請求での法的係争は続く。同時に本件に関し監査請求されていた市民が請求棄却は納得いかないと令和5年9月に「高島イチゴ補助金違法支出金返還請求事件」として、住民4名が原告となり前市長を被告として「被告高島市長は、福井正明氏に対し、金3億7375万円を支払うよう請求せよ」旨とした賠償請求訴訟を提訴された。現在大津地裁で16回の審理があった。

「いちご補助金3億7375万円の徹底回収と何が起きたのか事実解明を刑事告訴含め徹底して行うべし」が市民の圧倒的世論と考える。本件が発覚したR5年5月以降、私は質疑質問できる可能な場で執行者を質してきた。今城市政は市民の市政運営での信頼にかかる重大な事案として、正面から本件に向き合っていると考えたい。しかし、市民からみると遅々として事実解明がみえない、3億7375万円回収もみえない…とした市民の声だ。ここに改めて、事実解明へどこまでみえたのか、新たな告発告訴へ「弁護士加えたチーム」がどこまでの調査解明ができたのか、以下、問うものです。

I, 補助金返還請求事件について

- ① 3億7375万円+延滞額(年利10.95%)が大阪高裁の裁判の確定額だ。質問提出日 11月25日時点で、元本と遅滞額で合計幾らになるのか。
- ② (株)風車に対し、被告の流動資産や不動産など調査を行ったのか。地方裁判判決での仮執行はせずの後、強制執行による債権回収を行ったのか。行っていない場合、現時点でどのように回収する予定か。
- ③ (株)風車の取締役飯坂大祐に対し、会社法に基づく取締役としての責任を追求していかないのか。現在の検討状況を回答されたい。

2, 14名の予定地農地所有者と(株)風車との農地賃借契約におき、賃借目的が達せられていないことが明白になる状況のもと、

- ① 農地法ならびに旧農業経営基盤強化促進法上に則る賃借契約上から、借主で事業実施者の(株)風車に対し、農政としてできることは「適正管理指導」でしかないのか。
- ② 予定地5,2ha のうち、24棟建設地約2ha におき改良剤が混入なった土壤であり、地元区から昨年末に土壤汚染を懸念し、その対策を求める要望が出た。6月議会で市農業委員会事務局は「農地に権利を有する者の責任として、工事を行う事業者が責任を持つべき」旨と答弁した。その後の対応は環境部などであるか。
- ③ 今後、本農地法3条申請で、賃貸設定目的をいちご農園計画で賃借許可おろした本件におき、「いちご農園生産施設以外の目的物を計画したい」とした計画変更が賃借人業者から問合せあったとき、どう回答するのか。

3, 今城市政で本件に関わり、新たな公文書公開や行政訴訟とも係る開示経過の中、(株)風車が市県に提出した本件補助事業見積り積算におき、令和3年2月事業見積費、令和3年10月事業見積費、令和4年3月事業見積費の推移を確認し、承認申請の経過だ。平均的な工事物価動向が110%のところ、本件が160%~190%とした尋常でない見積事業費であることが分かる。見積書と事業計画を詳細に対比したら、見積書より高い金額が施設の代金として計上されており、補助金事業採択における課題がある。

(株)風車から建設請負受けた(株)コスマが、工事着工後の令和5年1月2月期、3月期の事故繰り越し対応に切羽詰まった時期、コスマ関係者が滋賀県と高島市に内部告発文書を届けた3月17日、その時の協議文書が開示された(資料3月20日付け)。こうした経過は、事実検証に直結する文書と考えるが、今の新顧問弁護士は承知されているか。

4, 前市長の賠償責任を問う監査請求が行われ、これを棄却した監査意見に「納得いかない」と住民が原告となって、前市長を被告として損害賠償請求訴訟を提訴された。提訴概要は「前市長福井正明氏は、補助事業の出来高がゼロなのに、補助要綱15条に基づくとして3億7375万円の概算払いの支払い命令決裁を下したことは違法である」旨である。

私は、3月議会会派質問で、今城市長は前市長の15条に基づく3億7375万円概算払いは「適正であることを説明できるだけの根拠や材料に乏しく、このような概算払いは考えられない」と答弁し、「今後の対応として、概算払いを行った理由や背景等について慎重に調査し検証していく」と答え、「適切な判断だった、過失はない」等と答えていた前市長と、明確に異なる見解を明らかにされた。

その中で、文書開示などで、経過を整理する中、本件の概算払い請求は(株)風車から令和4年6月10日に提出され、同日支払い命令が回議、同20日に支払い

命令が決裁され、20日に概算払い3億7375万円を(株)風車に振り込まれた。会計出納上、3~4億円単位の公金支払いが可能な会計環境にあったのか、的確な出納手続きであったのか、今後の解明が必要と提起しておく。

そこで問いたいこととして、

- ① 「3億7375万円と延滞金の民事回収訴訟」におき、委任弁護士任せでなく、適時弁護士から報告を受け、法的回収措置を共有し、実行出来る組織にすべきでないか。
- ② 今城市長の「今後の対応として、概算払いを行った理由や背景等について慎重に調査し検証していく」旨の考えが示された。一方で、条例も規則も改正・見直し方策せずとも、運用のみで同事案は防げるとした前市政の経過はあるが、補助要綱第15条の市長職権を認めた条項の抜本改正が必要ではないか。

また、市農林補助要綱で、農水省所管の補助金事業を、市が農林水産補助事業の事業補助者として補助金交付支払い行為等の補助事務を取り扱う場合、現行は「国および県の補助事業交付要綱に準じる」旨とした大大くり規定だ。個々具体的補助事業名を規定すべきでなかったのか。